

固定資産税 相 続 人 代 表 者 指 定 届
都市計画税

年 月 日		
静岡県駿東郡 清水町長 様		
相 続 人 ・ 届 出 人 (代表者を含む)	住 所	氏 名
		ⓐ
		ⓐ
		ⓐ
		ⓐ
		ⓐ
<p>地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定しましたので、相続人全員の連書のうえ届け出ます。また、相続人確定までの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう納税義務者の代表者とするを併せて申し出ます。</p>		
被 相 続 人 (亡くなった方)	住 所	死亡年月日
	(ふりがな) 氏 名	年 月 日
相 続 人 代 表 者	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	ⓐ () -

(ご注意・お願い)

- 1 この届け出は、税金の課税及び納付を円滑に進めるため、固定資産税・都市計画税の納税義務者となる相続人等の中から代表者を定めるものであり、遺産分割や相続登記には関係ありません。
- 2 相続登記については、法務局において、早期に手続きいただきますようお願いいたします。既に相続人が確定し、登記手続きが完了している場合には、この届け出は不要です。
- 3 未登記家屋がある場合は、相続人確定後、「家屋名義変更届出書」により役場税務課に届出が必要です。
- 4 この届け出以後に相続登記手続きを行った場合、登記完了翌年度以降、登記の内容にあわせて所有者を変更いたします。

固定資産税
都市計画税 相続人代表者指定届

〇〇年〇〇月〇〇日			
清水町長様			
相続人・届出人 (代表者を含む)	住所	氏名	続柄
	清水町堂庭〇〇番地の〇	清水 花子 (印)	妻
	清水町堂庭〇〇番地の〇	清水 一郎 (印)	長男
	清水町堂庭〇〇番地の〇	清水 一子 (印)	長女
	清水町堂庭〇〇番地の〇	清水 二郎 (印)	二男
			(印)
<p>地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定しましたので、相続人全員の連書の上え届け出ます。また、相続人確定までの間、この代表者を地方税法第343条第2項にいう納税義務者の代表者とするを併せて申し出ます。</p>			
被相続人 (亡くなった方)	住所	清水町堂庭〇〇番地の〇 …死亡時の住所（住民登録地）	
	(ふりがな) 氏名	しみず たらう 清水 太郎	死亡年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
相続人代表者	住所	清水町堂庭〇〇番地の〇	
	(ふりがな) 氏名	しみず はなこ 清水 花子 (印)	電話番号 (000) 000 - 0000

(ご注意・お願い)

- 1 この届け出は、税金の課税及び納付を円滑に進めるため、固定資産税・都市計画税の納税義務者となる相続人等の中から代表者を定めるものであり、遺産分割や相続登記には関係ありません。
- 2 相続登記については、法務局において、早期に手続きいただきますようお願いいたします。既に相続人が確定し、登記手続きが完了している場合には、この届け出は不要です。
- 3 未登記家屋がある場合は、相続人確定後、「家屋名義変更届出書」により役場税務課に届出が必要です。
- 4 この届け出以後に相続登記手続きを行った場合、登記完了翌年度以降、登記の内容にあわせて所有者を変更いたします。